

被 処 分 者	認定番号	三重県公安委員会 第 269 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	有限会社 明豊自動車
	主たる営業所が所在する市区町村	松阪市
処分年月日		令和7年11月5日
処分内容		指示処分
処分理由		被処分者は、令和7年6月18日に損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、変更日から10日以内に変更の届出を行わなかったもの
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会